

市県民税の申告が始まります

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

市では、申告受付を以下のとおり行います。申告を忘れてしまいますと、「各種証明書の交付が受けられない」「国民健康保険税の軽減措置が受けられない」などの支障をきたすことがあります。必ず期間内に申告してください。

受付会場

市役所 1階ロビー 特設会場

受付期間

2月18日(月)～3月15日(金) (土・日を除く)

受付時間等と日程は別表(15ページ)のとおりです。

申告受付に必要なもの

- ・印鑑
- ・申告者のマイナンバー本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)
- ・前年中の収入金額と必要経費のわかる書類(給与・年金の源泉徴収票や事業所得の収支内訳書など)
- ・社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)の支払金額を証明するもの
- ・障がい者控除を受ける方は、障がい者手帳などその障がいを証明するもの
- ・その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書など(医療費の場合は医療費控除の明細書を作成)
- ・銀行などの本人名義の預貯金口座(還付を受けるときに必要です)

注意事項

- ・被扶養者などのマイナンバーを記載できるようにしてください。
- ・収支内訳書は帳簿などを基に事前に作成しておいてください。事前に作成されていない方は、作成をしていただくからの受付となります。
- ・医療費は、領収書を集計し、医療費控除の明細書(税務署や国税庁のホームページから入手できます)を作成してください。
- ・例年、書類を忘れていたり、お持ちにならない方が見受けられます。必要な書類がないと、申告受付ができかねますので、必要な書類がそろっていることを事前に確認してから会場にお越しください。

市の会場で受付できない申告

譲渡所得(株式・土地など)の申告・青色申告・最初の年の住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)の申告・リフォーム等各種住宅関係の申告・

雑損控除の申告・過年度分の申告・贈与税・消費税の申告などをされる方は、栃木税務署の確定申告会場(栃木商工会議所大ホール)にて申告してください。

マイナンバーの記載・本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、税の申告には毎回マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。本人確認書類の一例は右記をご参照ください。

マイナンバーカード(顔写真付きのもの)をお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類と身元確認書類が必要です。

番号確認書類

- ・通知カード
- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(いずれもマイナンバーの記載があるもの)などのうちいずれか1つ



身元確認書類

- ・運転免許証
- ・身体障がい者手帳
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・公的医療保険の被保険者証などのうちいずれか1つ